

## 參考資料

---

■策定経緯

年月日	会議等	その他
令和5年		
1月	第2次白山市健康プランの進捗状況の確認	庁内各課
2月	第3次白山市健康プラン策定に向けての「健康に関する市民意識調査」の実施	対象： 20歳以上の白山市民男女 2,000名 小学5年生 中学2年生 3歳児の保護者
3月	第2回白山市健康づくり推進委員会 ・第2次白山市健康プランの進捗状況の確認	文書審議
7月6日	第3回白山市健康づくり推進委員会開催 ・第3次白山市健康プランについて 基本理念と基本目標 アンケート調査の概要 取り組み分野別評価	
令和6年		
1月11日	第4回白山市健康づくり推進委員会開催 ・第3次白山市健康プラン（素案）について（協議）	
1月25日～ 2月7日		パブリックコメント
2月15日	第5回白山市健康づくり推進委員会開催 ・パブリックコメント等の結果報告 ・第3次白山市健康プラン（案）について（協議）	
2月	市長答申	
3月		公表

■白山市健康づくり推進委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	職名等
学識経験者	松下 高信	金城大学人間社会科学部教授
地域代表	清水 久	白山市町会連合会代表
	西村 君子	白山市老人クラブ連合会代表
関係団体代表	長尾 信	白山ののいち医師会理事
	奥谷 謙一郎	白山野々市歯科医師会代表
	架間 洋子	白山市スポーツ協会代表
	北嶋 歩	白山市小中学校長協議会代表
	中尾 一也	白山市内商工関係団体代表
	木曾 啓介	石川県石川中央保健福祉センター所長
公募委員	宮本 牧子	
	大木 藤枝	
	本井 照美	

## ■白山市健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康に関心を持つとともに、健康づくりに協働で取り組むための環境整備や健康寿命の延伸を図る施策の推進に関し、その基本となる事項を定めることにより、全ての市民が心身ともにいきいきと心豊かに暮らし続けられる「健康都市 白山」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 地域団体 市内の町内会その他の地域を基盤に形成された団体及び市内において市民の健康づくりに携わる団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 専門的な立場から市民に対し必要な保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民の健康づくりは、市及び市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者（以下「市民等」という。）がそれぞれの責務と役割を認識し、相互に協力して推進されなければならない。

- 2 市民の健康づくりは、全ての人々が健康であることを願い、市民が健康づくりに関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたり主体的に取り組むことを基本として推進されなければならない。
- 3 市民の健康づくりは、市民の健康に関わる社会環境の整備及び向上に向けて、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを基本として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、市民等に対して、市民の健康づくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、感染症等により市民等の健康づくり活動が制限される事態になった場合は、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する必要な知識を習得するとともに、健康診査等の受診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、

継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、地域及び組織の特色を生かして、市民の健康づくり推進活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、法令を遵守し、従業員の健康づくりに主体的に取り組むとともに、市、市民、地域団体、保健医療等関係者及び他の事業者が実施する健康づくり推進活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第8条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりに資する情報を提供し、市民が保健医療等を適切に受けられるよう努めるものとする。

(市民の健康づくりの推進に関する施策)

第9条 市は、市民とともに健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 体の健康づくりに関する施策
- (2) 心の健康づくりに関する施策
- (3) 心身機能に不安がある人にも配慮した健康づくりに関する施策
- (4) 予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりに関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項に関する施策

(市民の健康づくりの推進に関する計画の策定等)

第10条 市は、前条に規定する施策を適切に実施するため、健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 市民の健康づくりの推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市は、計画の進行管理に合わせて5年ごとに前項第2号に掲げる事項を評価し、必要に応じて当該事項の見直しを行うものとする。

(健康づくり推進委員会)

第11条 市民の健康づくりを推進するため、健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する事項

3 委員会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

(2) 地域の代表者

(3) 関係団体の代表者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(国、県等との協力)

第12条 市は、市民の健康づくりの推進を図るため、国、県及び他の地方公共団体と協力するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## ■白山市健康づくり推進委員会規則

令和4年3月31日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市健康づくり推進条例（令和4年白山市条例第1号）第11条第7項の規定に基づき、白山市健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において、特に必要のある場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を徴することができる。

5 委員会の会議は、公開するものとする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部いきいき健康課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第3次白山市健康プラン  
令和6年度（2024年度）～令和17年度（2035年度）

令和6年（2024年）3月  
発行・編集 白山市健康福祉部いきいき健康課  
〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地  
TEL:(076)274-2155 / FAX:(076)274-2158  
E-mail:ikiikikenkou@city.hakusan.lg.jp